

道徳科学研究所公的研究費に関する不正防止計画

令和3年9月15日制定
道徳科学研究所副所長 宗 中正

(前文)

公益財団法人モラロジー道徳教育財団道徳科学研究所(以下「道科研」という。)は、公的研究費の不正根絶に向け、全ての構成員の意識を高め、不正を起こさない、起こさせない組織風土を作り上げることが極めて重要であるとの認識のもと、学術研究の信頼性及び公平性を確保するとともに、研究活動を行う機関として社会的な責任を果たすため、公的研究費の不正防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定した。

この基本方針を受け、実効性のある具体的な対策を推進するため、文部科学省から示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(以下「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、公的研究費の管理・監査に関して、以下のとおり、不正防止計画を策定し、これを確実に実施することにより、その適正な使用の徹底を図ることとする。

(用語の定義)

この計画において用いる用語の定義について示す。

(1) 「公的研究費」

政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。

(2) 「不正」

故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

(3) 「構成員」

道科研において研究活動に従事する役員、研究者、職員、その他道科研の施設を利用して研究を行う者をいう。

(4) 「コンプライアンス教育」

不正を事前に防止するために、公的研究費の運営、管理及び執行に関わる全ての構成員に対し、公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。

(5) 「啓発活動」

不正を起こさせない組織風土を形成するために、構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

1 不正防止計画の策定責任者等

(1) 統括管理責任者

統括管理責任者は、本不正防止計画を着実に実施するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

また、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定・実施する。

(2) コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は、不正防止対策の実施及びその確認を行うとともに、公的研究費の適切な管理・執行が行われているか等のモニタリングを行い、統括管理責任者に報告し、必要に応じて改善を指導する。

また、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、定期的に啓発活

動を実施する。

(3) 不正防止計画推進部署

不正防止計画推進部署（以下「計画推進担当」という。）は、統括管理責任者とともに具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。

また、計画推進担当は、内部監査部門等と連携し、不正を発生させる要因を把握・分析し、道科研全体の状況を体系的に整理し評価する。

2 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

道科研における不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境整備を行い、不正使用を防止する観点から、以下の取組を行う。

(1) コンプライアンス教育の実施

コンプライアンス教育は、不正防止対策の理解や意識を高める内容とし、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象として実施する。

(2) 啓発活動の実施

啓発活動は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育の内容を踏まえて、不正根絶に向けた意識の向上と浸透を図るため、組織内全体に広く継続的に繰り返し行う。

(3) 理解度等の把握及び内容の定期的な見直し

コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について把握し、必要に応じてフォローアップを行う。また、啓発活動を通して構成員の意識の変化を把握するなど適宜PDCAサイクルに活用する。

内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するとともに、構成員に対し周知を図り、その内容については、定期的に点検し、必要な見直しを行う。

(4) ルールの明確化及び統一化

公的研究費の使用に関する事務処理手続き（以下「ルール」という。）の全体像を体系化し統一化を図るとともに、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいように周知する。

また、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できているか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。

(5) 職務権限の明確化等

公的研究費の事務処理に関する構成員の職務権限と責任について明確に定め、理解を共有するとともに、職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。

(6) 告発等の取扱い

道科研内外からの告発等に対し、内部調査機関の設置、不正内容や悪質性などの的確な調査、研究の中止及び必要な処分などの内部規程を整備し、適切に対応する。

① 相談窓口の設置

不正を事前に防止するため、道科研の公的研究費の使用に関するルールについて、道科研内外からの相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

② 告発等の窓口設置及び公表

道科研内外からの告発等（道科研内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）を設置し、業者等の外部者に対して、相談窓口

及び告発制度（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続き等）について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図る。

③ 情報伝達の仕組み

不正に係る情報が、相談窓口及び告発窓口の責任者から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。

④ 告発者等の保護の徹底

告発者等の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者等に周知する。

⑤ 調査の体制及び手続き等

不正に関する調査の体制・手続き等については、別に定める「道徳科学研究所研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正に関する調査要綱」による。

3 公的研究費の適正な運営及び管理

公的研究費の運営に当たっては、適正な予算執行を行うとともに、適正な管理体制の構築及び執行に関する書類等の適切な保存など適正な管理を行う。

(1) 公的研究費執行マニュアルの策定

公的研究費の適正な運営を図るため、計画推進担当及び道科研事務室は「道徳科学研究所公的研究費執行マニュアル」を策定し、構成員に周知する。

(2) 誓約書の徴取等

道科研事務室は、取引業者に対して、一定の取引実績や道科研におけるリスク要因・実効性等を考慮するなど必要に応じて、誓約書の提出を求める。なお、誓約書の記載する事項及び不正な取引に関与した業者への処分方針については、別に定める「道徳科学研究所公的研究費の適正管理等取扱要綱」で定める。

道科研における不正防止対策に関する方針やルール等を含め、取引業者に周知する。

(3) 書類等の適切な保存

後日の検証を受けられるようにする必要があるため、研究費の執行に関する書類やデータ等は適切に保存する。

(4) 業務支援体制の構築

発注及び検収業務は、当事者以外によるチェックを確保するため、原則として道科研事務室が実施する。

また、非常勤雇用者の雇用管理及び研究者の出張計画の実行状況等の把握についても道科研事務室が担当する。

4 情報発信及び共有化の推進

道科研における研究活動や公的研究費の不正に関する取組方針等の情報を発信し、道科研内外での情報の共有化を図る。

(1) 積極的な情報発信

情報の共有化を推進するため、公的研究費の不正防止に関する「基本方針」、「不正防止計画」、「関連要綱」、「相談窓口」、「告発窓口」等の情報を体系化・集約化して積極的に公表する。

(2) 相談窓口等の情報の共有化等

相談窓口等が適切に機能し、統一的な対応が行われるよう、担当者間の情報共有・共通理解の促進のための研修の実施など、組織的な取組を推進する。

また、相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、構成員間で共有する仕組みを整備する。なお、必要に応じ、モニタリングの結果などとともに、コンプライアンス教育等の内容にフィードバックする。

5 モニタリング等の実施

公的研究費の適正な運営及び管理のため、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対してモニタリング及び内部監査を実施する。

(1) モニタリングの実施

コンプライアンス推進責任者及び計画推進担当は、公的研究費の不正防止対策の実施状況を常に把握し、道科研全体の実施状況を取りまとめる。

(2) 内部監査の実施

道科研事務室は、内部監査部門として、公的研究費を適正に管理するため、ガイドラインを踏まえ、モニタリングを通じて把握された不正発生要因等に応じて、監査計画を策定し、内部監査を行う。

内部監査は、道科研全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するとともに、ルールそのものにも改善すべきことがないか検証する。

(3) 内部監査マニュアルの策定

監査の質を一定に保つようするため、道科研事務室は内部監査手順を示したマニュアルとして「道徳科学研究所公的研究費内部監査マニュアル」を作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。

(4) 不正発生要因の分析等

道科研事務室は、計画推進担当と連携して、公的研究費の執行実態に即して不正発生要因の分析を行なうとともに、定期的に、会計書類の形式的要件等が具備されているかなどのチェックを実施する。

6 不正防止計画の見直し

統括管理責任者は、モニタリングを含む内部監査結果等やリスクが顕在化したケースの状況などを踏まえ、不正防止計画を定期的に点検し、必要な見直しを行う。